

事 務 連 絡
令 和 3 年 1 月 15 日

建設業者団体の長 殿

関東地方整備局長 土井 弘次

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保
に向けた具体的対策について（参考送付）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和3年1月7日に内閣総理大臣より緊急事態宣言が一部の地域において発出されました。

国土交通省所管事業の執行については、新型コロナウイルス感染症拡大による影響も踏まえ、「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」（令和2年5月7日付国地契第6号、国官技第29号、国営管第61号、国営計第15号、国北予第7号）に取扱いを定めたところですが、7日に改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においても、緊急事態宣言の対象区域に属するかに関わらず、人との接触を低減する取組を推進することとされています。つきましては、別添のとおり、関東ブロック発注者協議会会員あてに通知を行いましたので、参考までに送付します。

当該取組みについて、ご理解と適切な対応をお願いするとともに、会員等に周知いただきますよう、お願い致します。

<内容に関する問い合わせ先>

国土交通省 関東地方整備局

企画部 技術管理課 荒井 TEL 048-600-1331（直通）

技術調査課 後閑 TEL 048-600-1332（直通）

建設業者団体 送付先

- (一社) 茨城県建設業協会
- (一社) 栃木県建設業協会
- (一社) 群馬県建設業協会
- (一社) 埼玉県建設業協会
- (一社) 千葉県建設業協会
- (一社) 東京建設業協会
- (一社) 神奈川県建設業協会
- (一社) 山梨県建設業協会
- (一社) 長野県建設業協会
- (一社) 日本建設業連合会 関東支部
- (一社) 日本道路建設業協会
- (一社) プレストレスト・コンクリート建設業協会
- (一社) 日本橋梁建設協会 関東事務所
- (一社) 建設コンサルタンツ協会
- (一社) 関東地質調査業協会
- (一社) 全国測量設計業協会連合会

事 務 連 絡
令 和 3 年 1 月 15 日

関東ブロック発注者協議会会員 各位

関東ブロック発注者協議会会長
関東地方整備局長 土井 弘次

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保
に向けた具体的対策について（参考送付）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和3年1月7日に内閣総理大臣より緊急事態宣言が一部の地域において発出されました。

国土交通省所管事業の執行については、新型コロナウイルス感染症拡大による影響も踏まえ、「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」（令和2年5月7日付国地契第6号、国官技第29号、国営管第61号、国営計第15号、国北予第7号）に取扱いを定めたところですが、7日に改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においても、緊急事態宣言の対象区域に属するかに関わらず、人との接触を低減する取組を推進することとされています。つきましては、別添のとおり事務連絡を行いましたので、貴職におかれましても参考とされますよう送付させていただきます。

また、建設業者団体の長宛てにも、下記のとおり通知が行われていますので、併せてお知らせいたします。

【建設業者団体の長宛て】

- ・新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について（参考送付）

<内容に関する問い合わせ先>

国土交通省 関東地方整備局

企画部 技術管理課 荒井 TEL 048-600-1331（直通）

技術調査課 後閑 TEL 048-600-1332（直通）

事務連絡
令和3年1月7日

大臣官房官庁営繕部	各課長殿
各地方整備局	総務部長殿
	企画部長殿
	営繕部長殿
北海道開発局	事業振興部長殿
	営繕部長殿
国土技術政策総合研究所	総務部長殿
国土地理院	総務部長殿

国土交通省

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
北海道局予算課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保
に向けた具体的対策について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和3年1月7日に内閣総理大臣より緊急事態宣言が一部の地域において発出された。

国土交通省所管事業の執行については、新型コロナウイルス感染症拡大による影響も踏まえ、「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」（令和2年5月7日付国地契第6号、国官技第29号、国営管第61号、国営計第15号、国北予第7号）に取扱いを定めたところであるが、本日改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においても、緊急事態宣言の対象区域に属するかに関わらず、人との接触を低減する取組を推進することとされていることを踏まえ、引き続き、「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」に基づき、遺漏なきよう措置されたい。